

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年3月24日

【事業年度】 第45期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 ビーピー・カストロール株式会社

【英訳名】 BP Castrol K.K.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平川 雅規

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目11番2号
ゲートシティ大崎イーストタワー

【電話番号】 03-5719-6000 (代)

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長 渡辺 克己

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目11番2号
ゲートシティ大崎イーストタワー

【電話番号】 03-5719-7875

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長 渡辺 克己

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高 (千円)	12,641,584	12,681,843	12,534,244	10,829,191	11,091,255
経常利益 (千円)	2,994,487	2,462,138	2,552,480	2,448,386	2,274,040
当期純利益 (千円)	2,035,550	1,649,700	1,697,436	1,558,090	1,547,857
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	1,491,350	1,491,350	1,491,350	1,491,350	1,491,350
発行済株式総数 (株)	22,975,189	22,975,189	22,975,189	22,975,189	22,975,189
純資産額 (千円)	11,501,483	11,122,021	11,025,517	10,969,737	10,932,780
総資産額 (千円)	14,451,056	14,151,117	13,875,330	13,857,239	13,569,994
1株当たり純資産額 (円)	500.98	484.45	480.25	477.82	476.21
1株当たり配当額 (円)	91.00	75.00	75.00	69.00	69.00
(内1株当たり中間配当額) (円)	(35.00)	(32.00)	(35.00)	(30.00)	(30.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	88.66	71.85	73.93	67.86	67.42
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	79.6	78.6	79.5	79.2	80.6
自己資本利益率 (%)	17.5	14.6	15.3	14.2	14.1
株価収益率 (倍)	23.3	17.0	20.5	18.1	20.2
配当性向 (%)	102.6	104.4	101.4	101.7	102.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,689,415	1,797,830	1,950,957	1,825,926	1,202,078
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△558,749	△133,111	△119,245	△111,746	△114,382
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△2,292,910	△2,018,263	△1,789,290	△1,605,047	△1,581,399
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,706,586	1,353,042	1,395,464	1,504,597	1,010,894
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	112 (17)	110 (20)	108 (15)	108 (18)	96 (20)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	155.6 (122.2)	100.1 (102.7)	126.7 (121.3)	111.1 (130.3)	125.7 (146.9)
最高株価 (円)	2,325	2,177	1,624	1,530	1,448
最低株価 (円)	1,389	1,152	1,179	989	1,185

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4 従業員数は、就業人員数を記載しております。
5 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所第一部におけるものであります。
6 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第43期の期首から適用しており、第42期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	事項
1978年 9月	東京都港区に日本英潤株式会社設立(資本金1,000万円)。 ザ・ブリティッシュ・ペトロリアム・カンパニー・ピーエルシー(現社名 ビーピー・ピーエルシー)の自動車用及び工業用潤滑油の輸入、製造(製造委託)、販売を開始。
1978年10月	商号をペترولブ・インターナショナル株式会社に変更。
1978年12月	ビー・ピー・ピーエルシーとの間に「商標、製造ライセンス契約」並びに「販売契約」を締結。
1982年 5月	本店を東京都千代田区に移転。
1984年12月	ビー・ピー・ピーエルシーが当社に資本参加。
1989年 5月	販売促進活動を専門に担当する子会社、株式会社ピーエスピー(2003年 4月 ペトロ・トレード・インターナショナル株式会社に商号変更)を設立。(2006年 8月に清算)
1989年12月	ビー・ピー・ピーエルシーグループである潤滑油会社ダッカムの潤滑油の日本国内市場における輸入、製造(製造委託)、販売を行うため、子会社ユーロオイル・ジャパン株式会社(2005年 1月現社名 ビーピー・ルブリカンツ株式会社に商号変更)を設立。(2009年 ダッカムブランド潤滑油の販売終了)
1990年 3月	製品の物流業務を担当する関係会社ペトニック株式会社を日興産業株式会社と共同で設立。(出資比率50:50)
1992年 5月	神奈川県厚木市に物流業務のコントロールタワーとしてオペレーションセンターを開設。(2007年 3月に閉鎖)
1994年 1月	オペレーションセンターの土地(1,613㎡)、建物(1,288㎡)を取得。(2007年 3月に売却)
1995年 3月	日本証券業協会に店頭登録。
1997年 9月	本社所在の土地(363㎡)、建物(2,802㎡)を取得。(2006年 6月に売却)
2000年 3月	東京証券取引所市場第二部に上場。
2000年10月	ペトニック株式会社の全株式を取得し、100%子会社化。(2000年11月 ハイパー・オペレーション株式会社に商号変更。2008年 1月に清算)
2003年 3月	東京証券取引所市場第一部に銘柄指定。
2005年 1月	ビーピー・ジャパン・ルブリカンツ株式会社と合併し、ビーピー・カストロール株式会社に商号を変更。
2005年 8月	東京都品川区に大崎オフィスを開設。
2006年 3月	本店を東京都品川区に移転。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、非連結子会社2社及び親会社で構成され、当社は、高性能かつ高品質なbpブランド及びCastrolブランドの自動車用潤滑油の販売を主たる事業としております。当社では製品開発、原材料調達、マーケティング活動、セールス活動を行い、製造機能は国内の協力工場に委託しております。

当社の主要な取扱い製品はガソリンエンジン油、ディーゼルエンジン油、自動車ギア油、ATF（CVTフルードを含む）、ブレーキフルード、カーケア用品などありますが、エンドユーザーの嗜好、こだわりに合わせて両ブランドの製品構成及び販売ルートを決定しております。

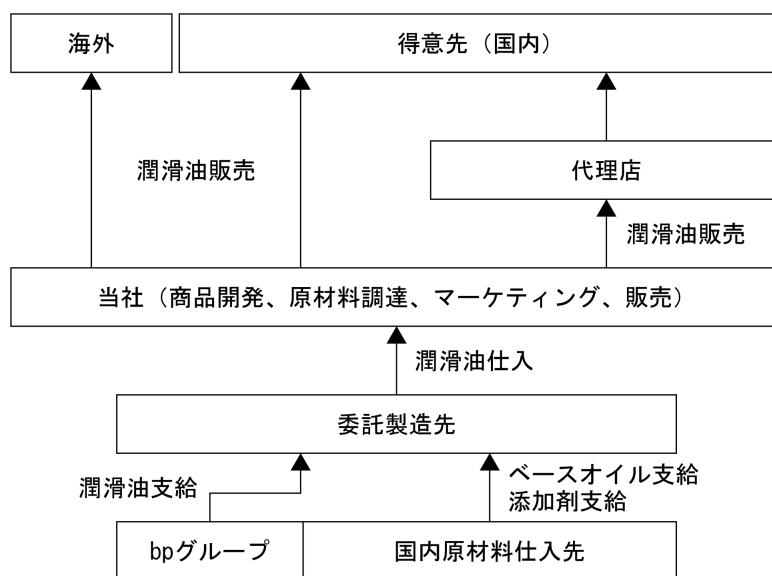
当社は、自動車潤滑油市場を乗用車市場、二輪車市場、商業車市場に分類し、特に市場規模が大きい乗用車市場においては、コンシューマー向け市場とBtoBビジネス向け市場に細分化して、直接販売または代理店販売方式で製品を供給しております。

乗用車市場のコンシューマー向けビジネスはカーショップ、ホームセンター、タイヤショップに対する営業が中心であり、BtoB向けビジネスは国内のカーディーラー、輸入車のカーディーラー及び自動車整備工場を中心に営業活動を行っております。

主な原材料は国内調達しておりますが、原材料の一部及び製品の一部につきましては、bpグループ（マレーシア、ドイツ、アメリカ他）から輸入しております。

なお、当社の事業は、潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

当社グループの主要な事業系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有) 割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(親会社) ピーピー・ピーエルシー (注)	イギリス (ロンドン)	5,383百万 USドル	石油事業全般	—	直接 — 間接 64.9	出資、販売(代理店)契約及び商標・製造ライセンス契約を締結
(親会社) パーマ・カストロール・ピーエルシー	スコットランド (アバディーン)	75百万ポンド	潤滑油事業全般	—	直接 — 間接 64.9	—
(親会社) カストロール・リミテッド	イギリス (バングボーン)	7百万ポンド	工業用、船舶用、自動車用潤滑油の販売	—	直接 53.3 間接 11.6	出資及び商標・ライセンス契約を締結

(注) 外国会社報告書を提出しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

当社の事業は、潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、区分表示は行っておりません。

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	2021年12月31日現在
			平均年間給与(千円)
96 (20)	46.2	14.1	8,979

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 2 臨時従業員数は()内に年間平均人員を外数で記載しております。
 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4 前事業年度に比べ従業員数が12名減少しておりますが、その主な要因は、組織改革・再編に伴う人員の適正化の実施によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社のミッションは、「消費者・カスタマーのニーズを第一に考慮し、差別化された潤滑油製品および関連製品・サービスを提供する、長期的な信頼と価値を築き継続的に業績を上げていけるベストブランド・マーケターを目指す。そして、安全かつ活気のある職場環境を社員に提供し、利益成長を実現し、サステイナブル（持続可能）であり、かつマテリアル（大規模）なビジネスを実現することで業界をリードする利益を株主に提供する。」ことであります。

また、私たちは企業価値の向上を目指しながら、bpグループの一員として、「HSSE（健康・安全・セキュリティ・環境）と行動規範」を順守いたします。高潔さへの私たちの決意において、「素晴らしい企業は信頼の上に成り立つこと、信頼は品位と行動そして物事への配慮を常に高い水準に保ち続けることで得られること、素晴らしい企業は、個人および集団的な行動に関する普遍的な基準を持ち、それを世界中どこでもそしてすべての活動に適用すること」を日々実践いたします。

(2) 目標とする経営指標及び中長期的な会社の経営戦略

2018年に策定した中期経営計画（2018-2022）は2022年度が最終年に当たりますが、長引く新型コロナウイルス感染症拡大が及ぼす経済への影響、ウィズコロナ・ポストコロナに向けた経済活動の再開とそれに伴うエネルギー需要の回復や原材料価格の変動、脱炭素社会の実現に向けた自動車業界の取り組みといった事業環境の急速な変化に対応し、当社が持続的な成長を目指すために、1年前倒しで中期経営計画（2022-2026）を策定いたしました。

5年間を通じて達成すべき数値目標として、2026年度における売上高12,000百万円、経常利益2,450百万円を掲げました。この目標を達成するために、全社員が今まで以上にひとつのチームとなり、サステナビリティの価値観を共有し、安全で効率の良い業務（オペレーショナルエクセレンス）を常に追求してまいります。

(3) 会社の対処すべき課題

会社を取り巻く状況は、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化によるサプライチェーンへの影響、金融資本市場の動向、原油をはじめとするエネルギー・資源価格の上昇と高止まり等、世界経済及び日本経済を下振れさせるリスクが引き続き懸念されています。

このような経済環境の下、自動車用潤滑油市場全体としては、ハイブリッド車の普及と電気自動車の台頭もあり、新たな需要の押し上げ要因は見当たらず、引き続き売上数量・売上高は減少傾向が継続すると予測しております。

この成熟化した市場において、あらたに作成した中期経営計画（2022-2026）の5つの戦略のもと、当社の強みを生かしながら長期的な信頼と価値を築きつつ、新たなカテゴリーへの挑戦も含めて事業ポートフォリオを拡大・再構築することにより収益基盤の更なる強化を目指します。また、持続可能で豊かな社会の実現に貢献するためにSDGsで示された社会課題解決に向けての取り組みからもたらされる既存の枠を超えた事業機会の創出や事業成長により、持続的に企業価値を向上し、更なる飛躍に向けての礎を築いてまいります。

- A. コアビジネスの強化
- B. ポートフォリオの最適化
- C. 新規ビジネス開発
- D. 脱炭素化とデジタル化
- E. 成長基盤の強化

2 【事業等のリスク】

当社を取り巻く市場環境及び事業の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は、以下のとおりであります。なお、以下の各事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社が把握している情報等から判断可能なものについて記載したものであります。

①経済情勢による影響

当社は、ほぼ100%、日本国内において事業展開を行っているため、国内の経済情勢や景気動向の影響を受けております。このリスクが顕在化する可能性は相応にあると認識しており、これら情勢の変動によっては、当社製品に対する需要動向が変化して当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

②自動車業界を取り巻く環境変化

当社が主力商品として販売する潤滑油は、2輪車及び4輪自動車のエンジン並びにトランスミッション（変速機）のメンテナンスを目的としています。従って、自動車業界を取り巻く環境変化に大きく影響を受ける製品カテゴリーといえます。ガソリン価格の乱高下、新車販売動向とそれを支援する政府の施策、高速道路料金の見直し、地球温暖化ガス削減に伴う各種規制の強化などに関連して、予測を超える急激な環境変化が起きた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。本書提出日現在におきまして当該リスクが顕在化する可能性は低いと考えております。また、将来的には、ガソリンエンジン車よりEV（電気自動車）、FCV（燃料電池車）等の次世代自動車が普及することによる登録台数構成比の変化がみられた場合、当社の事業も影響を受けることが予想されますが、現時点では短期的に、かつ急激に構成比が変化するとは考えておりません。

③競合などによる影響

当社が主力商品として販売する自動車用潤滑油には、国際石油資本を親会社に持つ海外潤滑油ブランド、国内自動車メーカーが独自に展開する純正潤滑油ブランド、量販店チェーンが独自に展開するプライベートブランド等、多数の競合商品が存在しております。本書提出日現在におきまして当該リスクが顕在化する可能性は低いと考えておりますが、これら競合他社による新製品、広告、販売促進、価格施策等によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

④原油価格並びに為替レート等の変動による影響

当社の主力商品である自動車用潤滑油の商品原価は、原材料のベースオイルや各種添加剤等資材価格の大本となる原油価格、並びに為替レートの変動により大きく左右されます。このリスクが顕在化する可能性は相応にあると認識しており、これら指標に関し米国、中国、欧州並びにアジア新興国を含む世界のエネルギー需要、中東の産油国を取り巻く地政学的リスク、産油国による生産量調整などの要因から原油価格が高騰した場合、もしくは、急激に為替レートが円安方向へ変動した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑤製造委託先の経営悪化、品質事故等

当社は製品の製造を主に2社に委託しておりますが、それぞれの企業の特性などを考慮し、当社製品の処方の機密性の高さに応じて、各社への製造委託品目を決めております。各社に対しては、当社にて品質検査、HSSE（健康、安全、セキュリティ、環境）監査、経営状態の確認などを実施しております。仮に委託先の経営悪化、品質事故などが発生した場合、委託先の変更は可能ではあるものの、新たな生産体制が再構築されるまでの期間、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。しかしながら、本書提出日現在におきまして当該リスクが顕在化する可能性は低いと考えております。

⑥移転価格税制

当社は親会社グループとロイヤリティの支払、製品の輸入などの海外取引が発生いたします。当該取引は、独立した第三者間で通常行われる取引価格に準じて取引価格を決定しております。本書提出日現在におきまして顕在化する可能性は低いと考えておりますが、税務当局との見解に相違が発生した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑦個人情報

当社では製品開発、マーケット情報の分析、販売促進活動をとおして多少の個人情報を取得しております。社内体制といたしましては、個人情報保護管理規程による管理体制の構築、情報保護委員会活動によるモニタリング体制の構築を行っておりますが、万が一個人情報が漏洩した場合、当社の企業イメージの悪化、業績に影響を与える可能性があります。しかしながら、本書提出日現在におきまして当該リスクが顕在化する可能性は低いと考えております。

⑧地震やその他の自然災害等

当社は製造委託先の製造拠点、製品の主要保管倉庫を全国9箇所に分散しております。また地震などの災害について事業継続計画に準拠して非常事態に対応する体制を構築しております。このリスクが顕在化する可能性は相応にあると認識しており、今後も地震などの自然災害が発生した場合には、その規模及び地域によって当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑨新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染防止対策の徹底やデジタルツールを活用した在宅勤務の推進など新たな従業員の働き方も導入しておりますが、今後の感染の状況により、当社の事業活動に係る生産体制、物流体制、又は営業活動に支障が生じた場合、または感染拡大に伴う緊急事態宣言などの経済活動制限の程度によっては、その規模及び地域によって当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑩親会社等と締結する契約

(1) 親会社等の商号等

親会社等	属性	親会社等の議決権所有割合(%)	親会社等が発行する株式が上場されている証券取引所等
ビーピー・ピーエルシー	親会社	64.9(64.9)	ロンドン証券取引所(イギリス) ニューヨーク証券取引所(アメリカ)
バーマ・カストロール・ピーエルシー	親会社	64.9(64.9)	なし
カストロール・リミテッド	親会社	64.9(11.6)	なし
ティー・ジェイ株式会社	親会社の子会社	11.6	なし

(注) 親会社等の議決権所有割合欄の()内は、間接被所有割合で内数であります。

(2) 親会社等のうち当社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号とその理由

商号	ビーピー・ピーエルシー
理由	ビーピー・ピーエルシーは、実質的に持ち株会社であり、bpグループ全体としての意思決定は全てビーピー・ピーエルシーにより行われているため。

(3) 親会社等の企業グループと当社との関係

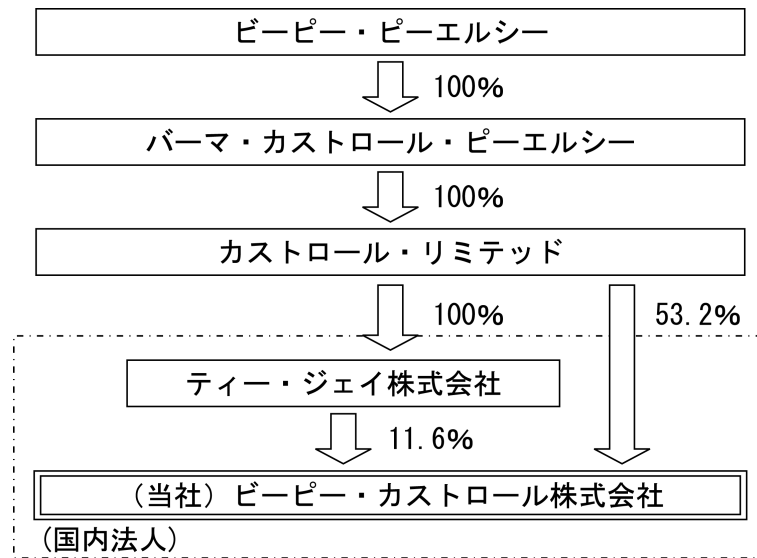
当社はビーピー・ピーエルシーとbpブランド製品商標権に関する「Intellectual Property License Agreement」を、カストロール・リミテッドとbp及びCastrolブランド製品商標及び製造・販売に関する「Intellectual Property and Technology License Agreement (ライセンス契約)」（以下、ライセンス契約等という）を締結しており、カストロール・リミテッドに対して契約に定めたロイヤリティを支払っております。

当社は、ライセンス契約等に基づき、日本の自動車用潤滑油市場においてbpグループのブランド製品の普及浸透を一手に引き受けており、日本市場並びに日本の消費者を熟知していることから、同グループのイコール・パートナーとして、また、独立した上場企業として事業を展開しております。

ライセンス契約等には、bpグループの名誉を傷つける行為・民事再生の申請・支払遅延・契約違反等による契約解除条項が定められております。当社とbpグループとの間のライセンス契約等が万一解除され、又は契約内容が変更された場合、当社の事業展開に一時的に支障をきたす恐れがあり、当社の業績に影響が及ぶ可能性があります。

この他、当社はビーピー・ピーエルシーのグループ会社2社との間で、企業倫理、健康・安全等に関するノウハウを主軸とした包括的サービス契約 (Management Service Agreement) 及びITサポート、品質管理ノウハウ、市場調査等に関するサービス契約(Service Agreement)を締結しており、両社に対して契約に定めた業務委託料を支払っております。

なお、現時点では前述の重要な契約の継続に支障をきたす恐れがある原因の発生は無いと認識しております。



(注) 上図中の数字は、株式所有比率であります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

[経営成績等の状況の概要]

(1) 経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、デルタ変異株等による新型コロナウイルスの感染拡大が収まらず、度重なる緊急事態宣言等の発出・延長もあり、企業や個人の活動に制約が生じました。ワクチン接種の進展等を背景に、秋口には経済活動は正常化に向かいましたが、足元では新種変異株の拡大等、依然として新型コロナウイルス感染症の収束までの見通しは立っておらず、先行きは不透明な状況が続いております。

海外経済につきましても、新型コロナウイルスの影響を大きく受け、回復の状況は国や地域によって差が見られました。感染症による内外経済への影響や金融資本市場の動向を注視する必要性があり、予断を許さない状態が続いております。

原材料価格に大きな影響を与える原油価格の動向については、新型コロナウイルスの感染拡大による経済停滞への警戒感の一方、エネルギー需要には底堅さが示され、さらにOPECプラスの協調減産が続いたことで需給タイト感が強く意識され、前年平均と比べ7割上昇となるなど厳しい経営環境が続いております。

自動車業界におきましては、小型・ハイブリッドの低燃費車並びに軽自動車を引き続き消費者からの根強い支持を集めております。新車販売台数に関しましては、世界的な半導体不足の影響により10月の国内新車販売台数は前年同月比で3割の減少となり、1968年の統計開始以来過去最低となりました。通年でも対前年比1割の減少となった2020年度からさらに3%の減少となっています。

このような市場環境の下、自動車潤滑油ビジネスにおいては、主カブランドをさらに強化するため、最新の省燃費車に向けた超低粘度オイルの導入、需要期におけるプロモーションの実施やeコマースの拡販に加え、bpグループが提唱する2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする“カーボンニュートラル”のコンセプトを訴求し環境問題にも取り組んでまいりました。

また、潤滑油以外でも、エンジン内部を手軽に洗浄できる「エンジンシャンプー」や、カーケア製品「カストロールプロシリーズ」へ年間を通して積極的な投資を行い、購入者の拡大を促進いたしました。

一方、ニューノーマルを踏まえた対応として、中長期的に持続可能かつ競争力ある事業を行うための組織改革後の、デジタルトランスフォーメーションを含む業務効率化をさらに推進いたしました。

成熟した市場環境にありながらも、高付加価値ブランドの拡大と新しい需要の創出を促進することで、市場の再活性化及び当社ビジネスの継続的な成長を目指してまいります。

これらの結果、当事業年度における当社の売上高は11,091百万円（前年同期比2.4%増）、営業利益は2,231百万円（前年同期比6.9%減）、経常利益は2,274百万円（前年同期比7.1%減）、当期純利益は1,547百万円（前年同期比0.7%減）となりました。

なお、当社の事業は、潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,010百万円となり前事業年度末より493百万円減少いたしました。当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度末において営業活動の結果得られた資金は、1,202百万円（前年同期比623百万円の減少）となりました。これは、主に税引前当期純利益が2,274百万円及び減価償却費の計上109百万円により資金が増加した一方、売上債権の増加240百万円、特別退職金の支払額150百万円及び法人税等の支払額749百万円により資金が減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、114百万円（前年同期比2百万円の増加）となりました。これは、主に有形固定資産の取得による支出110百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、1,581百万円（前年同期比23百万円の減少）となりました。これは、主に配当金の支払い1,581百万円によるものであります。

(3) 生産、受注及び販売の状況

① 商品仕入実績

当社は潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業のみの単一セグメントであり、当事業年度における商品仕入実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	前年同期比(%)
	金額(千円)	
潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業	5,224,707	109.6
合計	5,224,707	109.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 販売実績

(受注実績は販売実績とほぼ同様であります。)

当社は潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業のみの単一セグメントであり、当事業年度における販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日		前年同期比(%)
	金額(千円)	構成比(%)	
潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業	11,091,255	100.0	102.4
合計	11,091,255	100.0	102.4

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日		当事業年度 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社オートバックスセブン	3,606,836	29.5	3,713,914	29.5
トヨタモビリティパーツ株式会社	—	—	2,937,596	23.3

(注) 相手先別に売上割戻を集計することが困難なため、売上割戻金控除前の金額及び割合を使用しております。

[経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容]

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しており、その作成に当たっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。

当社の財務諸表の作成に当たり採用した重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

また、引当金の計上や資産の評価等、当社の財務諸表の作成に当たり必要となる見積りについて、経営者は過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果とは異なる場合があります。

(2) 経営成績の分析

当事業年度の売上高は、自動車用潤滑油市場に新たな需要の押し上げ要因の見当たらない厳しい経営環境の中において、最新の省燃費車に向けた超低粘度オイルの導入、需要期におけるプロモーションの実施、eコマースの拡販、bpグループが提唱する2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする“カーボンニュートラル”コンセプトの訴求等を通して、当社旗艦製品である「カストロールエッジ」、さらに「カストロールマグナテック」「カルトロールトランスマックス」ブランドを中心としたエンジンオイル、トランスミッションオイル、並びにエンジン内部を手軽に洗浄できる「エンジンシャンプー」や、カーケア製品「カストロールプロシリーズ」などの関連製品の積極的な拡販により、11,091百万円（前事業年度比262百万円の増加）となりました。

売上総利益は、新型コロナウイルスの感染拡大による経済停滞への警戒感の一方、エネルギー需要の底堅さやOPECプラスの協調減産の継続を背景とした原油価格上昇等に伴う原材料・資材価格上昇により、5,795百万円（前事業年度比185百万円の減少）となりました。

販売費及び一般管理費は、3,563百万円となり、前事業年度比19百万円の減少となりました。主な要因は、組織改革後のデジタルトランスフォーメーションを含む業務効率化に伴う人件費、営業活動費の削減であり、その結果、営業利益は2,231百万円（前事業年度比166百万円の減少）となりました。

上記の要因により経常利益は2,274百万円（前事業年度比174百万円の減少）となり、また当事業年度は前事業年度に組織改革に伴う特別退職金として計上した特別損失がないことから、当期純利益は1,547百万円（前事業年度比10百万円の減少）となりました。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の通り、売上高及び経常利益を重要な経営指標として位置付けており、上記の通りの結果となっております。

(3) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、12,530百万円（前事業年度末は12,854百万円）となり、324百万円減少いたしました。これは、主に売掛金（258百万円の増加）、及び短期貸付金（572百万円の減少）によるものです。（なお、貸付金の内容は、bpグループのインハウス・バンクを運営しているビーピー・インターナショナル・リミテッドに対するものであります。）

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は、1,039百万円（前事業年度末は1,002百万円）となり、36百万円増加いたしました。これは、主に前払年金費用（124百万円の増加）、繰延税金資産（59百万円の減少）及びその他（19百万円の減少）によるものです。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は、2,586百万円（前事業年度末は2,859百万円）となり、272百万円減少いたしました。これは、主に未払金（197百万円の減少）、未払法人税等（121百万円の減少）及び賞与引当金（67百万円の増加）によるものです。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は、50百万円（前事業年度末は28百万円）となり、22百万円増加いたしました。これは、主に繰延税金負債（35百万円の増加）及びその他（13百万円の減少）によるものです

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、10,932百万円（前事業年度末は10,969百万円）となり、36百万円減少いたしました。これは、主に利益剰余金が当期純利益により1,547百万円増加し、剰余金の配当により1,584百万円減少したことによるものです。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社における運転資金需要の内、主なものは仕入や販売費及び一般管理費等の営業費用であり、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

これらの資金需要は営業活動で生み出した自己資金で賄うこととしておりますが、必要に応じて資金調達を実施いたします。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、国内の経済情勢や市場環境、景気動向等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社では自動車業界や国内外の経済動向、消費者動向に留意しつつ、顧客のニーズを的確に捉え最適な商品を提供してまいります。また内部管理体制の強化及び優秀な人材を確保育成することにより、様々なリスクに対し適切に対応を行ってまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 販売(代理店)契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
ビーピー・カストロール株式会社(当社)	ビーピー・ピーエルシー	イギリス	bpの輸入潤滑油及び国産潤滑油	1 日本の工業・自動車市場における独占販売権 2 日本の沿岸船舶・航空市場における非独占的販売権	1978年12月8日からいづれかの当事者が15ヶ月の予告により契約を解除するまで

(2) 商標・製造ライセンス契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
ビーピー・カストロール株式会社(当社)	ビーピー・ピーエルシー	イギリス	bpブランドの潤滑油	bpの商標を使用することに関する許諾	2013年1月1日からいづれかの当事者が3ヶ月の予告により契約を解除するまで
ビーピー・カストロール株式会社(当社)	カストロール・リミテッド	イギリス	bp及びCastrolブランドの潤滑油	製品に関する一切のノウハウ、経験、データその他の情報の開示、提供を受け、日本において製品を組成、ブレンド、製造し、bp及びCastrolの商標で販売することに関する許諾	2012年1月1日からいづれかの当事者が3ヶ月の予告により契約を解除するまで

(注) 上記については、契約に応じたロイヤリティを支払っております。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度におきましては、総額で99,137千円の設備投資を行っております。

主な投資としては販売店に販売促進の目的として設置したATFチェンジャーの取得96,740千円であります。

なお、当社の事業は、潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

当事業年度における重要な資産の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社の事業は、潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

2021年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都品川区)	統括業務施設	14,489	193,711	1,731	209,932	78 (18)

(注) 臨時従業員数は()内に年間平均人員を外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	118,000,000
計	118,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年3月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,975,189	22,975,189	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、株主 として権利内容に制限のない、 標準となる株式。 単元株式数 100株
計	22,975,189	22,975,189	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2006年12月28日(注)	△6,611,004	22,975,189	—	1,491,350	—	1,749,600

(注) 2006年12月28日付で、ビーピー・ピーエルシーより普通株式5,474,300株、ティー・ジェイ株式会社より普通株式1,025,700株をそれぞれ取得いたしました。取得分に自己株式111,004株を合わせ普通株式6,611,004株を消却し、発行済株式総数は普通株式22,975,189株となりました。

(5) 【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	13	26	59	56	14	8,549	8,717	—
所有株式数(単元)	—	12,204	1,830	39,845	124,539	26	51,178	229,622	12,989
所有株式数の割合(%)	—	5.31	0.80	17.35	54.24	0.01	22.29	100.00	—

- (注) 1 自己株式17,474株は、「個人その他」に174単元、「単元未満株式の状況」に74株含まれております。
 2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ140単元及び80株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(百株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
カストロール・リミテッド (常任代理人 ビービー・ジャパン株式会社)	テクノロジーセンター、ウィッチチャーチヒル、パングボーン リーディング RG8 7 QR イギリス 東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー	122,342	53.29
ティー・ジェイ株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー	26,617	11.59
日本自動車整備商工組合連合会	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー	11,445	4.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	8,941	3.89
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,313	1.01
鈴木 育男	東京都杉並区	1,100	0.48
三島 泰	広島県福山市	1,015	0.44
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	588	0.26
長妻 和男	千葉県柏市	500	0.22
中本 辰夫	長崎県長崎市	450	0.20
計	—	175,312	76.36

- (注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 8,941百株
 株式会社日本カストディ銀行 2,313百株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 17,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,944,800	229,448	—
単元未満株式	普通株式 12,989	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	22,975,189	—	—
総株主の議決権	—	229,448	—

- (注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。
- 2 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄は、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ14,000株及び80株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数140個が含まれております。
- 3 「単元未満株式」欄は、当社所有の自己株式が74株含まれております。

② 【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ビーピー・カストロール 株式会社	東京都品川区大崎一丁目 11番2号ゲートシティ大 崎イーストタワー	17,400	—	17,400	0.07
計	—	17,400	—	17,400	0.07

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	24	32,856
当期間における取得自己株式	—	—

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分 割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	17,474	—	17,474	—

(注) 当期間における保有自己株式には、2022年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社の配当方針は、株主の皆様への利益還元を積極的に行うこととしており、当面の間フリー・キャッシュ・フローを基本に税引後利益を目安に配当として還元することとしております。

上記の方針に基づき当期の配当につきましては、1株当たり期末配当金を従来予想より2円増額の39円とし、中間配当30円を合わせた年間配当を69円といたしました。

これらの剰余金の配当決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行なうことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、経済環境・市場環境の変化・縮小傾向に転じつつある自動車用潤滑油市場への対応、そして持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の強みと戦略的関連性がありシナジーが期待できる分野への成長投資に経営資源を配分する施策に備えて留保してまいりたいと考えております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2021年7月30日 取締役会	688,732	30.00
2022年3月24日 定時株主総会	895,350	39.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、効果的・効率的な経営を実現するとともに、ステークホルダーの期待に応えるため、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保し健全な経営を実践し揺るぎない信頼を確立するために、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(イ)当社は、企業の社会的責任の重要性を認識し、株主、消費者、取引先、従業員等とより広範囲な社会をはじめとした様々なステークホルダーとの適切な相互信頼の構築と維持に取り組んでまいります。

(ロ)当社は、企業経営における内部環境、外部環境に潜むリスクの発見及びその対応に重点を置き、また、全役員及び全社員一人一人の倫理観の醸成が企業経営の基盤であるとの認識の下、健全に事業を運営する企業文化・企業風土を構築してまいります。

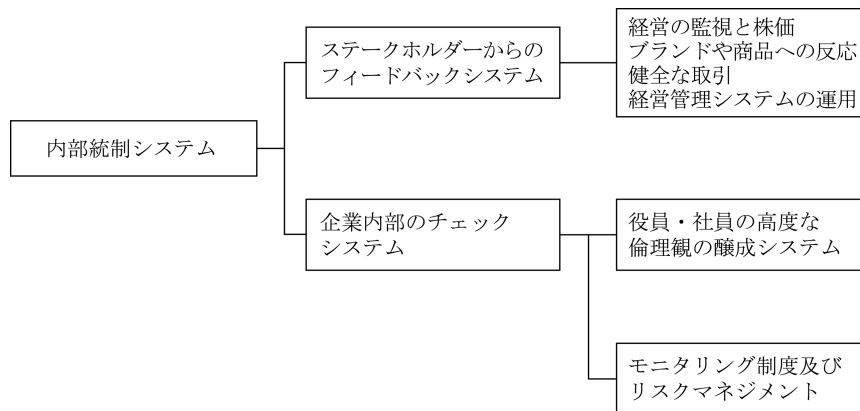
(ハ)当社は、多様な視点や価値観が存在することが事業活動を行う上で強みになると考えダイバーシティを積極的に推進し、その上で、多様な意見や考えがあることを奨励しそれに敬意と尊重を払うリスペクト&インクルージョンの企業文化の醸成に努めてまいります。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(イ)企業統治の体制の概要

(1) 基本フレームワーク

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に依拠し、その充実に向けて内部統制システムを構築しております。当社の内部統制システムのフレームワークは以下のとおりであり、当該フレームワークに準拠して内部統制システムを継続的に運用し、経営の効率性とのバランスにおいてその有効性を常時維持するための施策を講じます。



(2) ステークホルダーからのフィードバック体制の構築

当社が経営の基盤と考えているステークホルダーからのチェックという側面では、株主との関係においては経営の監視と株価から、消費者との関係においてはブランドや商品への反応から、また、取引先との関係においては健全な取引の継続から、そして、社員との関係においては経営管理システム（人事制度、行動規範等）の運用から、各々のステークホルダーのフィードバックが得られると考えております。

ステークホルダーを対象とした各種調査の実施やフィードバック窓口等の設置によりステークホルダーからのフィードバックシステムを機能させるものとします。

(3) 役員・社員の高度な倫理観の醸成

当社は、「bp行動規範」及び「HSSE基準」を制定しています。信頼される企業であるためには、倫理基準を設定し、日々の言動の中でそれを実践する必要があります。適切な企業行動こそが信頼を築き、関係する全ての人に有益な結果をもたらすからです。「bp行動規範」及び「HSSE基準」は、そうしたあるべき姿を求め責任を表明したものです。企業が行動に責任を持つことは、ビジネスの維持に不可欠な要素であり、発展の力ともなります。

「bp行動規範」及び「HSSE基準」は、当社にとっての価値、倫理原則、リーダーシップフレームワークに基づいており、内部統制システムの基盤として位置づけるべきものと考えており、また、事業推進活動の基盤として、「bp行動規範」及び「HSSE基準」の浸透に努めております。

(4) モニタリング制度及びリスクマネジメント

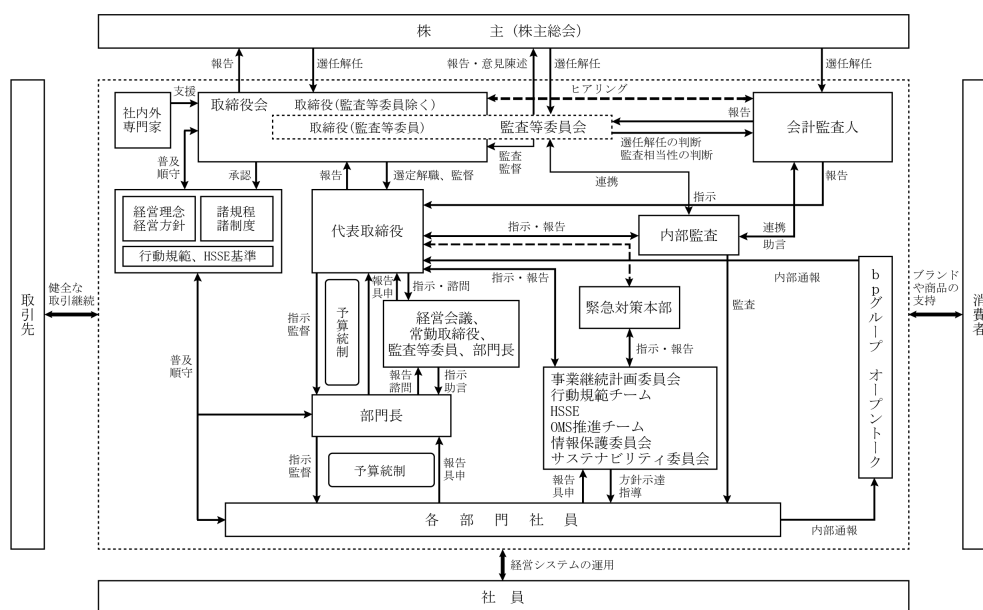
当社は、内部監査制度や予算統制制度、リスク調査などのモニタリング制度及びモニタリング基準としての各種規程、マニュアル類を整備しています。今後の事業環境、経営環境の変化にも対応できるよう効率かつ有効性の高いモニタリング制度の運用を目指しております。

また、専門チームを設け、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組む体制を整備しております。そこでは、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性をモニタリングし、結果は担当取締役及び監査等委員へ随時報告を行っています。また、安全で法令に準拠した信頼性の高い業務の遂行を最優先に考え、法令・規則の順守や情報共有の徹底を図り、それらの定期的な検証やプロセスの見直しを通じてリスク発生の未然防止・リスク管理の徹底を推し進めております。

(5) 効率的な制度

当社は、少数精鋭での効率的な経営を目指しており、また、当社の親会社であるビーピー・ピーエルシーは英国及び米国の株式市場に上場していることから、国際基準に合致した内部統制システムを運用しており、この国際基準レベルにあるbpグループの内部統制システムを有効的に活用し、少人数で効率的な制度の構築・運用を図っております。

(6) 内部統制システムを含む当社のガバナンス体系



a 取締役会

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）の7名で構成されており、社外取締役比率は3分の1以上であります。取締役会の議長は代表取締役社長である平川雅規が務めております。各取締役の氏名につきましては、「(2) (役員) ①役員一覧」をご参照ください。

取締役会は、定例取締役会に加え必要に応じて臨時取締役会を開催しており、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令及び定款で定められた重要事項を決議する他、取締役会規則に基づき付議事項の審議及び重要な報告を行うなど、当社の企業価値が向上するよう意思決定を行います。

また、監査等委員である取締役は、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは取締役に対して適宜意見具申を行っております。

b 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成されており、監査等委員会の委員長は栗井佐知子が務めております。各監査等委員の氏名につきましては「(2) (役員状況) ①役員一覧」をご参照ください。

監査等委員会は、定例監査等委員会に加え必要に応じて臨時監査等委員会を開催しており、取締役の職務の執行の監査等の役割・責務を果たすにあたって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行っております。

監査等委員会委員長（社外取締役）は、経営会議その他の当社の重要な会議体へ出席し、意見を述べる体制としております。また、内部統制システムを活用した監査等委員会監査を行い、内部監査と連携し必要に応じて当社の業務執行取締役及び部門長に対して報告を求めることができる体制としております。

c 経営会議

経営会議は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び各部門の長を構成員とし、代表取締役社長が議長を務め業務執行上の重要事項の審議並びに報告を行っております。なお、当会議は基本的に毎月1回開催することとし、監査等委員会委員長（社外取締役）がオブザーバーとして出席し、必要に応じて他2名の監査等委員（社外取締役）も出席します。

d HRフォーラム(人事委員会)

取締役人事総務部長が議長を務め、取締役等を構成員として、取締役及び監査等委員以外の重要な人事異動及び人事に関する重要事項の決定を行います。

e BCPチーム(事業継続計画委員会)

代表取締役社長が議長を務め、HSSEマネジャーがコーディネーターとなり、各部門の代表者により構成される「BCPチーム(事業継続計画委員会)」を設置し、事業上のリスクを分析し、地震等を含む災害・緊急時に、事業を如何に継続するかについて検討し計画を策定しています。

f 行動規範チーム

bpグループでは、役員・社員(契約社員、派遣社員を含む。)全員が、例外なく絶対に順守すべき「bp行動規範」を定め、全世界の社員がこれに基づいた業務活動を行っております。当社でも「行動規範チーム」を編成し、順守状況を定期的に確認し、徹底・日常の活動への浸透を図っております。

g HSSE

bpグループが掲げる「HSSE基準」、無事故、無災害、環境への無害を目指した考えに基づき、Health/健康、Safety/安全、Security/セキュリティ、Environment/環境対策の各分野で、社会的責任を認識し事業を営む地域社会の安全とセキュリティを守ることに取り組みます。特に安全作業の確認の厳格化と社員や取引先の事故防止に注力した活動を行っております。

h OMS推進チーム

bpグループが推し進めるOMS（オペレーティングマネジメントシステム）を取り入れ、安全で法令に準拠した信頼性の高い業務の遂行を最優先に考え、法令・規則の順守や情報共有の徹底を図り、それらの定期的な検証やプロセスの見直しを通じてリスク発生の未然防止・リスク管理に取り組む体制を構築します。

i 情報保護委員会

個人情報を含め社内に点在する機密情報保護の順守を徹底するために、各部門の代表者から構成される「情報保護委員会」を設置しています。

J サステナビリティ委員会

担当取締役が委員長を務め、サステナビリティ課題に深く係わる部門の責任者を中心に構成し、中期経営計画で設定した重要事項の課題解決に取り組み、継続的に進捗管理を実施するため設置しています。

(ロ) 企業統治の体制を採用する理由

当社の取締役会の業務執行体制は、企業価値の向上の実現に向けて意思決定スピードを重要視し、各業務執行取締役がそれぞれの担当専門分野において、執行責任を担う少数の体制としております。取締役会及び取締役への監視体制は、3名の独立社外取締役である監査等委員が、株主の負託を受けた独立の機関として、適法性、社会性、妥当性の観点から、当社の企業価値の向上に資することを理念とした監査を実施しております。また、コーポレート・ガバナンスシステムとして、法令、行動規範、環境(社会・労働)、事業リスク、サステナビリティ等の社会・環境課題領域を含む当社の経営課題をモニタリングする委員会活動や仕組みを運用しております。このようなモニタリング活動は、業務執行取締役の職務遂行の有効性や各監査等委員の監査の実効性を高めることができる体制となっております。

現状の企業統治体制は、当社の企業規模、現状の経営環境下における有効で最適な体制であると判断しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

(イ) 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システムを構築し整備しております。

(1) 監査等委員会の職務の執行のため必要な事項

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

(a) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第1号)

監査等委員または監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を要求された場合には、代表取締役は要求について意見を交換し、必要に応じて「専任」または「兼任」でその任に当たる使用人を指名します。

(b) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第2号)

a. 監査等委員または監査等委員会の職務の補助者として選任された使用人は、監査等委員の指揮命令下に置き、その職務に携わる期間の人事考課に関しては監査等委員が行うものとします。

b. 当該使用人が、他の業務を兼務する場合には、兼任業務担当の取締役または部門長は、当該使用人の人事考課・異動に関しては、監査等委員と意見を交換しその同意を得るものとします。

(c) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第3号)

監査等委員または監査等委員会を補助する職務に当たる使用人の任命・評価・異動等については、監査等委員会の同意を得た上で決定します。

(d) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(会社法施行規則第110条の4第1項第4号)

a. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに当該事実を監査等委員会に報告します。

b. 監査等委員は、社内の全ての会議に出席することができ、全ての資料を閲覧することができます。また、その際に監査等委員から報告依頼等がなされた場合には、担当取締役・部門長・社員は監査等委員の要求に協力しなければなりません。

c. 内部統制の諸体制についてのモニタリング結果並びに会計監査人、東京証券取引所、関係官公庁からの依頼事項及びそれに対する回答・提出書類について、担当者は監査等委員に報告します。

(e) 監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第1項第5号)

当社は、監査等委員へ報告を行った役職員に対し、当該報告を理由として不利な取り扱いをすることを禁止します。

(f) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第6号)

当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の請求を行った時は、当該費用の前払い又は債務を適正に処理します。

(g) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第1項第7号)

- a. 監査等委員は、取締役会及び経営会議に出席し、当社経営状況の推移を理解し、重要な意思決定過程を監視するとともに、必要に応じて意見を表明します。
- b. 監査等委員は、必要に応じて代表取締役、取締役または部門長と意見交換をします。
- c. 監査等委員は、内部監査担当、リスク管理担当、コンプライアンス担当と連携し、必要に応じて監査・調査活動を要求します。
- d. 監査等委員は、会計監査人と定期的に意見・情報の交換をするとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めます。
- e. 取締役及び部門長は、監査等委員の役割について全社員に伝達し、監査等委員からの依頼事項に協力するように指示・指導します。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備

(会社法第399条の13第1項第1号ハ)

(a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第399条の13第1項第1号ハ)

- a. 役員を含む全社員の行動基準である「bp行動規範」を再確認する作業を繰り返す仕組みを設けるとともに、定期的にその順守状況を全社的にチェックします。
- b. 取締役会、監査等委員会、経営会議、その他の重要会議は夫々規則に則り開催し、議事録は法令及び社内規則に則り作成・保管し、権限を持つ者はいつでも閲覧できるようにします。
- c. 取締役会は、コーポレートガバナンスに関する基本方針及び必要な社内規則を整備し、定期的にその有効性及び実効性を点検します。
- d. 取締役会は、法令の新設・改変、社会的規範の変化が発生した場合には、適時適切に情報を収集します。
- e. 「bpオープントーク」システムを活用し、内部通報制度を設けその有効性を確保します。
- f. 取締役の職務執行状況及び監督は、監査等委員会監査の実施基準に基づき監査等委員が監査します。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第1号)

- a. 全社の文書管理責任者を「人事総務部長」とし、責任者は「文書管理規程」を整備し、随時その有効性をチェックします。

- b. 文書は、法令で作成・保管が義務づけられているもの、会社の重要な意思決定及び重要な業務遂行に関するもの等適切な区分の下、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で、適正に保存・管理されます。
- c. 取締役または監査等委員その他の権限を有する者からの要請があった場合、速やかに適切な文書を閲覧できる状態にしておくものとします。
- d. 法令及び東京証券取引所の適時開示規則に従い、必要な情報の適切な開示を実行するため、必要かつ十分な範囲における速やかな情報の伝達機能を確保します。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第2号)

- a. 人事総務部長を主管として、全社のリスク管理活動を体系化して「リスク管理規程」を定めます。同規程は、損失の危険をもたらす業務執行に係るリスクを、総合的に認識・評価し、適切な対処を行うために運用され、リスク管理の対象となるリスクの分類及び分類された各リスクへの個別対処、リスクが顕在化した場合の適切な対応を可能とする体制を整備するものです。
- b. 同規程により、事業活動に伴うリスク及び偶発的に発生する可能性があるリスクに対する社員の意識高揚を図る体制を構築します。事業継続計画委員会、情報保護委員会もリスク管理の重要な活動として位置づけます。
- c. 同規程は、リスク認識・評価の主体、個別リスクの対処法（受容、軽減、回避）の決定の主体を明確にします。
- d. 運用状況の定期的なモニタリング体制を構築し、その結果を取締役会及び監査等委員会へ報告するものとします。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第3号)

- a. 取締役会は、経営の基本計画・事業戦略・法令で定められた事項その他経営の根幹に係る事項を決定し、取締役の職務執行その他会社の業務執行状況を監督します。
- b. 職務権限規程により、取締役・部門長及びその部下の責任と権限を明確に規定し、当該責任と権限に準拠して業務を執行します。
- c. 事業計画と目標管理制度の整合性を図り、目標達成度チェック体制を実働させ、全社的に目標に向かって邁進する体制を構築します。
- d. 定期的に経営会議を開催し、各部門の目標に対する進捗状況を相互にチェックするとともに、問題点については必要な検討を行い各部門に助言します。
- e. 職務執行に必要なかつ十分な情報・データが入手できるように、常に万全な情報システムの稼働体制を確保します。
- f. 職務執行に必要な社内外の専門家（bpグループ内の専門スタッフ、財務スペシャリスト、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、証券アナリスト等）の支援が得られる体制を整備します。

(e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第4号)

- a. 取締役及び部門長は、会社の行動規範を自ら理解し順守するとともに、日常の活動を通して、その普及・浸透を図ります。
- b. 人事部門は、新規採用社員へ行動規範の導入教育を行うとともに、毎期末に全社員に対し順守状況の確認を行い、その結果を人事総務部長に報告します。
- c. 「行動規範チーム」は、法令の新設・改変、社会的規範の変化が発生した場合には、適宜適切な情報収集を行い、「すべき事、すべきでない事」等その変更内容を全社員に周知徹底します。
- d. 「bpオープントーク」システムを活用し、内部通報制度を設けその有効性を確保します。

(f) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第5号)

- a. 当社は、主体的に内部統制体制を構築します。但し、親会社であるbpグループが採用している国際基準レベルにある内部統制体制を効果的に活用し、常に国際基準に準じた水準を維持します。
- b. bpグループに属する企業との取引については、取引基本契約（あるいは、業務請負契約等）を締結し、市場の状況に照らし合わせて適正な取引状況を維持します。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、社員が取るべき行動・態度を明確に示したものととして「bp行動規範」を策定しています。反社会的勢力などと一切関係をもたないこともこの規範のひとつであり、順守することは社員の義務であります。また、新規取引先、株主等についてもその観点から確認を行うなど、公共機関、各種協議会との間で、情報収集・交換が可能な体制を構築し、社会のルールに則り、反社会的勢力の排除に寄与することを当社の基本方針としています。

(ロ) リスク管理体制の状況

当社は、内部監査制度や予算統制制度、リスク調査などのモニタリング制度及びモニタリング基準としての各種規程、マニュアル類を整備しています。今後の事業環境、経営環境の変化にも対応できるよう効率かつ有効性の高いモニタリング制度の運用を目指しております。

また、専門チームを設け、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組む体制を整備しております。そこでは、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性をモニタリングし、結果は担当取締役及び監査等委員へ随時報告を行っています。また、安全で法令に準拠した信頼性の高い業務の遂行を最優先に考え、法令・規則の順守や情報共有の徹底を図り、それらの定期的な検証やプロセスの見直しを通じてリスク発生の未然防止・リスク管理の徹底を推し進めております。

④ 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低限度額としております。

⑥ 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者である取締役（監査等委員を含む）役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

⑦ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

(イ) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等による自己株式の取得をすることを目的とするものであります。

(ロ) 剰余金の中間配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議をもって、6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名以内とする旨、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性5名 女性2名 (役員のうち女性の比率28.6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	小石 孝之	1959年12月7日生	1990年7月 S.C. ジョンソン社コンシューマー事業部マーケティング・プロダクト・マネジャー 1993年7月 コールマン・リミテッド・ジャパン社入社マーケティング・マネジャー 1995年3月 ヘレン・カーチス・ジャパン社入社セールス・ダイレクター 1997年3月 スミスクライン・ピーチャム社入社セールス・ダイレクター 2002年10月 ビー・ピー・ジャパン株式会社入社カストロール事業部門コンシューマー担当ゼネラル・マネジャー 2003年1月 同社カストロール事業部門セールス&マーケティング・ダイレクター カストロール株式会社代表取締役社長(現任) 2005年1月 当社専務取締役 2006年3月 ビービー・ルブリカンツ株式会社代表取締役社長(現任) 2007年8月 当社代表取締役専務営業本部長 2008年3月 当社代表取締役副社長兼営業本部長 2011年1月 当社代表取締役社長 2022年3月 当社代表取締役会長(現任)	注4	3,000
代表取締役社長	平川 雅規	1971年12月15日生	1994年4月 エッソ石油株式会社入社 2002年12月 エッソ・タイランド(タイ) 出向 シニアビジネスアナリスト 2005年3月 エクソンモービル・フューエルズマーケティングカンパニー(アメリカ) 出向 グローバルプランニング・アドバイザー 2010年9月 エクソンモービル・アジアパシフィック(シンガポール) 出向 アジアパシフィック・コマースシャルピークルセールスマネジャー 2012年6月 EMGマーケティング合同会社燃料油販売本部東京第一支店長 2014年3月 東燃ゼネラル石油株式会社 オフサイトビジネス・チームリーダー(和歌山製油所) 2015年11月 同社化学品本部企画管理部長 2017年3月 当社入社 サプライチェーン部長 2018年3月 当社取締役サプライチェーン部長 2019年3月 当社取締役副社長兼サプライチェーン部長 2020年2月 当社取締役副社長 2021年3月 当社代表取締役副社長 2022年3月 当社代表取締役社長(現任)	注4	1,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 財務経理部長	渡辺 克己	1964年1月6日生	1996年3月 2000年4月 2002年7月 2004年8月 2007年3月 2011年3月 2014年3月	カストロール株式会社入社 同社経理部予算管理課長 ビー・ピー・ジャパン株式会社パフォー マンスコントローラー 同社パフォーマンスレポーティング& フォーキャスティングマネジャー 当社コントロールチームコントローラ ー 当社財務経理部長 当社取締役財務経理部長（現任）	注4	1,000
取締役 人事総務部長	達川 英子	1968年4月27日生	1991年4月 2001年5月 2003年10月 2013年7月 2017年7月 2019年9月 2020年6月 2021年2月 2021年3月 2021年4月 2021年7月	株式会社東京銀行 資本市場第二部 ブライスウォーターハウスコーパス 同社マネジャー 株式会社QVCジャパン人事部HRビジネ スパートナーチーム ディレクター ライカマイクロシステムズ株式会社 人事総務部 部長 デロイトトーマツ人材機構株式会社 マネージングディレクター デロイトトーマツファイナンシャルア ドバイザリー合同会社 マネージング ディレクター 当社入社HRマネジャー 当社取締役 ビーピー・ジャパン株式会社取締役 （現任） 当社取締役人事総務部長（現任）	注4	—
社外取締役 （監査等委員）	栗井 佐知子	1957年5月21日生	1984年7月 1991年1月 1997年3月 2004年11月 2012年5月 2013年5月 2019年1月 2019年6月 2020年4月 2020年6月 2022年3月	米国食肉輸出連合会 日本事務所 入所 エスティ・ローダー株式会社 入社 日本ロリアル株式会社 入社 ゲラン株式会社 (LVJグループ) 入社 株式会社fitfit 入社 ラ・プレリージャパン株式会社 代表 取締役社長 株式会社ニューポート INCOCO事業部 General Manager 株式会社ハーベス 天然水事業部 非 常勤顧問（現任） 株式会社エー・ディー・ワークス 社 外取締役（監査等委員） 株式会社ADワークスグループ 社外 取締役（監査等委員）（現任） インフォコム株式会社 社外取締役 （現任） 当社社外取締役（監査等委員）（現 任）	注5	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
社外取締役 (監査等委員)	松竹 直喜	1958年6月30日生	1987年4月 1993年3月 2003年6月 2016年3月	公認会計士登録 株式会社カズ・コーポレーション代表 取締役(現任) 当社監査役 当社社外取締役(監査等委員)(現 任)	注5	1,000
社外取締役 (監査等委員)	望月 文夫	1957年4月25日生	1981年4月 2006年3月 2006年6月 2007年4月 2008年4月 2009年9月 2010年4月 2018年3月 2020年1月 2021年4月	東京国税局入局 東京国税局辞職 税理士登録 松岡大江伊勢税理士法人入所(現任) 青山学院大学専門職大学院会計プロフ ェッション研究科客員教授 明治大学専門職大学院会計専門職研究 科兼任講師 上武大学ビジネス情報学部兼大学院教 授 AGS税理士法人顧問(現任) 埼玉学園大学経済経営学部兼大学院教 授 当社社外取締役(監査等委員)(現 任) ビズメイツ株式会社社外監査役(現 任) 青山学院大学大学院会計プロフェッシ ョン研究科特任教授(現任)	注5	1,000
計						7,000

- (注) 1 取締役の栗井佐知子、松竹直喜及び望月文夫は、社外取締役であります。
2 当社は監査等委員会設置会社であります。監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 栗井 佐知子、委員 松竹 直喜、委員 望月 文夫
3 達川英子氏の戸籍上の氏名は、水吉英子であります。
4 2022年3月24日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5 2022年3月24日開催の定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6 当社は、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査等委員1名を選任しております。
補欠監査等委員の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
栗原 興宏	1958年11月13日生	1987年4月 1987年4月 2013年4月	公認会計士登録 TAC株式会社専任講師 商社、金融機関等向け会計・税 務・監査役研修担当、国税局向け国際取引調査実務研修担当 (現任) 株式会社TRS代表取締役(現任)	—

(注) 補欠監査等委員の任期は2023年12月期に係る定時株主総会開始までであります。

②社外役員の状況

当社の社外取締役は、監査等委員である取締役3名であります。

当社は、経営の意思決定機能と、取締役の職務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、外部からの客観的、中立の経営の監督・監視機能が重要と考えており、より一層の取締役会の監督・監視機能の強化と経営の透明性の向上とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員である取締役3名を社外取締役とする体制としております。当社と社外取締役(監査等委員)は、人的関係、資金的関係はなく、高い独立性を有していると考えております。

社外取締役（監査等委員）栗井佐知子氏は、外資系ブランドにおける一般消費者向け事業での経営者としての企業経営の経験と知見に加え、上場会社の監査等委員としての経験を有しております。

社外取締役（監査等委員）松竹直喜氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外取締役（監査等委員）望月文夫氏は、税務実務の豊富な経験と知識に加え大学教授としての研究活動等を通じて培われた経営管理の専門家としての見識を有しております。

社外取締役3名は、当社との人的関係、資金的関係および取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じる恐れはなく、「独立役員」として東京証券取引所に届け出ております。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準として、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、以下の各項目のいずれにも該当しないと判断された場合、独立性を有していると判断しております。

- (イ) 当社の関係会社の業務執行者
- (ロ) 当社を主要な取引先とする者（直近事業年度における連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者）またはその業務執行者
- (ハ) 当社の主要な取引先（直近事業年度における連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者）またはその業務執行者
- (ニ) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
- (ホ) 法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等であって、当社を主要な取引先（直近事業年度における連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者）とする法人の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
- (ヘ) 当社から多額（※1）の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士税理士またはコンサルタント等の専門家
- (ト) 当社から多額の（※1）寄付または助成を受けている者またはその法人、組合等の団体理事その他の業務執行者
- (チ) 上記（ロ）から（ト）に過去3年間において該当していた者
- (リ) 上記（イ）から（ト）に掲げる者のうち重要な者（※2）の配偶者または二親等内の親族
- (ヌ) 過去10年以内に親会社または兄弟会社に所属していた者

※1 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人・組合等の場合は当該法人・組合等の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう

※2 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員および部長職以上の使用人をいう

③社外取締役または監査等委員会による監督または監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部監査との関係

監査等委員会は、内部監査計画及び内部監査結果を確認するとともに、必要に応じて業務執行取締役及び部門長への追加確認を行います。監査等委員会委員長は、内部監査と連携することにより、非監査部門の業務執行の適法性や妥当性、内部統制の実効性のチェックを行うとともに、内部監査の有効性も合わせて確認しております。また、内部監査部門が、定期的実施する社内規則の順守状況や業務プロセスの監査や業務の有効性と効率性に向けた内部監査の実施状況・その結果を通じた改善状況を確認し、情報交換および意見交換を行うことで監査の実効性及び効率性に資するよう連携を図っております。

監査等委員会と会計監査人は、相互の監査計画及び重点監査項目及び事業・監査リスクのすり合わせや、監査又はレビュー終了時など定期的面談の実施による監査環境等当社固有の問題点の情報を共有化しております。また、会計監査人からの会計上及び内部統制上の報告を通じ、その実効性を担保するため情報交換及び意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

①監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）によって構成されており、委員には企業経営に関する相当程度の知見を有するものと、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものを含んでおります。

監査等委員監査につきましては、各監査等委員は監査等委員会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、職務の執行状況、内部統制の監査等を行っております。

監査等委員会委員長は、重要会議に出席し、会社経営全般に関する意見交換を行うとともに、取締役等から職務の執行状況について報告を受け、取締役の職務執行の法令、定款への適合性及び経営方針等への準拠性・合理性並びに少数株主利益を侵害する事実の有無について重点的に監査を実施し、他の監査等委員と検討を重ねます。また、随時、内部監査や会計監査人とも連携を図りながら、経営の監督・監視機能を確保するように努めております。

当事業年度において当社は監査等委員会を19回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については以下の通りであります。

役職名	氏名	開催数	出席回数
監査等委員会委員長	東松 国明	19	19
監査等委員	松竹 直喜	19	19
監査等委員	望月 文夫	19	19

監査等委員会における主な検討事項として、監査計画策定、監査報告書の作成、組織改革、役員報酬、経営計画、内部統制、適時開示、KAM（監査上の主要な検討事項）、会計監査人の再任に関する評価、会計監査人の報酬等に関する同意等があります。また、監査等委員会委員長の活動として、経営会議など重要会議に出席するとともに、内部統制システムの整備・運用状況の日常的監視、必要に応じて業務執行の各部門責任者から報告を求め、当社の業務執行状況の監督・監視に努めました。

②内部監査の状況

当社における内部監査は総務部が担当し、人員2名（総務部1名、社外コンサルタント1名）で構成しております。

内部監査担当者が、定期的に業務監査を実施し、社内規則の順守状況や業務プロセスの監査や業務の有効性と効率性の向上を検討しています。その結果、関係部署を通じて改善事項の指導を行い、また、改善状況を確認し、経営者に報告、さらに監査等委員との連携を取りながら内部監査を行っております。

③ 会計監査の状況

(イ) 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(ロ) 継続監査期間

継続監査期間：4年

当社は、2018年より有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(ハ) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 鈴木基之

指定有限責任社員・業務執行社員 稲垣直明

(ニ) 監査業務に係る補助の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名とその他11名であります。

(ホ) 監査法人の選定方針と理由

当社の会計監査人の選定方針は、当該監査法人が会計監査人としてのガバナンス・マネジメント、品質管理体制、監査方法、グローバルな監査体制を有し、会計監査人としての適格性を備えていると認められることです。有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選定した理由は、同法人が当社の選定方針に合致していることに加え、親会社であるbpグループの会計監査人がDeloitte LLPであり、同じDeloitte Touche Tohmatsu Limitedグループである有限責任監査法人トーマツに会計監査人を統一することが、グループの一元的な連結監査体制の確保並びに当社の監査の効率化に資するものと認められることから、適任と判断したためであります。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(ホ) 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、会計監査人の独立性、品質管理の状況、年間会計監査計画の確認、職務遂行体制の適切性、当年度の会計監査の実施状況等を監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めることにより毎年評価を行っております。その結果、現在の監査法人を再任することが妥当であると判断しております。

④監査報酬の内容等

(イ) 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
31,300	—	32,000	2,500

当社における非監査業務の内容は、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導であります。なお、前事業年度においては、その対価の支払いは発生しておりません。

(ロ) 監査公認会計士等と同一ネットワーク（デロイトグループ）に属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

(ハ) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(ニ) 監査報酬の決定方針

当社は、会計監査人より提出された監査計画の妥当性、投入人数及び工数等の報酬見積りの算定根拠等を検証し、報酬額が合理的であると判断した上で決定しております。

(ホ) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容の妥当性及び会計監査人の職務遂行状況並びにその品質管理体制を精査したうえ報酬見積りの算出根拠となる「監査時間」及び「報酬単価」の適正性の検証を行い、さらに過去の報酬実績等と比較検討し、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 個人別の報酬等の決定方針の決定の方法

当社は、2021年3月3日開催の取締役会決議によって、方針を定めております。その後、2021年8月24日開催の取締役会において一部見直しを行っております。

b. 個人別の報酬等の決定方針の内容の概要

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、効果的・効率的な経営を実現するとともに、ステークホルダーの期待に応えるため、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、配当連動報酬及び親会社のビーピー・ピーエルシー株式報酬により構成され、監督機能を担う監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬を支払うこととしております。

(b) 固定報酬の個人別の報酬額及び業績賞与の決定に関する運用方針

取締役の固定報酬は、取締役の役割等に応じた基本報酬と代表権や役付きなど責任に応じた責任加算給で構成しております。基本給与は、報酬テーブルに基づき決定した個人別の報酬を、役員報酬の算定ガイドラインに基づき個人業績、マーケットデータ、報酬等のコンパレシオ等に応じて前年度基本報酬を一定の範囲で増減させます。責任加算給は、責任別に定められた加算率で基本報酬に加算します。

(c) 配当連動報酬の算定方法に関する方針

配当連動報酬は、当期配当金を、当年度を含む過去3年間の配当金の平均で割った係数及び職位に応じて定めたターゲット（12%を上限とする）係数を基本報酬に乗じて算定します。

なお、当事業年度においては、配当連動報酬（2021年12月期の変動報酬より適用）へ制度変更する前の業績連動報酬により算定しております。業績連動報酬は、期首に設定した事業戦略の達成率を評価した当年度変動報酬係数及び個人別貢献係数を勘案し、基本報酬に乗じて変動報酬を算定します。当年度変動報酬係数の各要素の比重は、業績70%、戦略30%としております。変動報酬は、単年度業績の達成に応じたインセンティブとしていることから、事業の経営状況を表示する指標として選択した年度経常利益達成率の比重を事業戦略の達成率よりも高めに設定しております。

当事業年度における業績指標の1つである経常利益目標は2,256百万円、実績は2,274百万円でした。なお、経常利益目標は2021年7月30日付で当初開示額である2,208百万円から2,256百万円に修正しております。

(d) 親会社のビーピー・ピーエルシー株式報酬

親会社の選定基準に基づき、bpグループへの貢献が認められた当社の業務執行取締役に対して、親会社の支給基準に基づきビーピー・ピーエルシー株式による報酬が支払われます。当社における評価への関与はありません。

(e) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定プロセス

個人別の取締役報酬については、取締役人事総務部長、監査等委員会委員長で固定報酬、業績賞与、その他報酬決定に特別に考慮すべき事項、当年度配当連動報酬係数を審議し、個人別取締役報酬金額を代表取締役社長に諮問します。独立社外取締役3名で構成する監査等委員会は、社長に諮問する内容を取締役人事総務部長から説明を受け、株主目線など客観的に諮問金額を審議検討し、取締役会に検討結果を報告します。

なお、親会社からのビーピー・ピーエルシー株式報酬は、2019年5月27日付で日本公認会計士協会から会計制度委員会研究報告第15号「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」が公表されたことに伴い、取締役の報酬体系に組み入れております。

②取締役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等は、2016年3月25日開催の第39回定時株主総会決議に基づく年額4億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役報酬等は、2016年3月25日開催の第39回定時株主総会決議に基づく年額6千万円以内を限度に算定しております。

なお、決議当時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名、決議当時の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長平川雅規にその決定について委任するものとします。代表取締役社長は、上記①b(e)に基づく個人別諮問の内容及び監査等委員会の審議結果を尊重し決定します。委任しております理由は、会社全体の業績等を俯瞰しつつ、各取締役の担当分野における評価を諮問内容や独立社外取締役の意見と整合させながら判断するのは、代表取締役社長が最も適しているからであります。

なお、株式報酬は、親会社の支給基準に基づきビーピー・ピーエルシー株式会社による報酬が支払われるため、取締役会による決議は行わないことしております。

④当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における取締役の個人別報酬等の内容の決定に当たっては、2021年3月25日の取締役会において、取締役人事総務部長から固定報酬及び変動報酬それぞれの加算額、変動報酬係数など報酬確定に係わる基本的な評価方針の提示を受け、当該方針について審議いたしました。同年4月6日の監査等委員会において、人事総務部長及び監査等委員3名で個人別報酬に関わる評価結果の確認を行った上で、同年4月8日の取締役会において監査等委員会の評価結果の報告がなされ、個人別の取締役報酬の最終決定は代表取締役社長に委任することを決定いたしました。取締役会もその報告を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	変動報酬	株式報酬 (注2)	
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	66,050	45,298	17,218	3,533	6
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く。)	6,101	5,865	236	—	1
社外役員	4,444	4,188	255	—	2

(注)1 上記には2021年3月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する支給額を含んでいません。

2 親会社のビーピー・ピーエルシー株式報酬は、当年度に費用計上した報酬金額を表示しております。

⑥提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

⑦使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なものがないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、もっぱら株式の価値の変動または配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式に区分し、安定的かつ長期的な取引関係の構築または協働ビジネス展開の円滑化及び強化を目的として保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(イ) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、または協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合に、株式を取得し保有することとしております。

この方針に基づき、保有するうえで中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点から保有効果等について検証し取締役会へ報告を行い、保有効果が希薄化した場合には売却を行っております。議決権行使については、保有先企業の経営状態や当社の価値を毀損するような議案の有無を精査したうえで、議案への賛否を判断します。なお、政策保有株式にかかる議決権の行使にあたり、利益相反のおそれがある場合には、関連部門と協議の上、適切な対応を実施いたします。

(ロ) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式以外の株式	1	53,545

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式以外の株式	1	3,044	営業上の取引関係の維持強化のため取引先持株会に加入しており定期取得によるもの

(ハ) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株) 貸借対照表計上額 (千円)	株式数(株) 貸借対照表計上額 (千円)		
㈱オートバック クスセブン	38,165,219	36,093,549	(保有目的) 営業上の取引関係の維持強化 (定量的な保有効果) 保有効果を定量的に認識することは困難ですが、毎期、政策保有株式についてその意義を検証し、営業上の取引関係の維持強化の効果があると判断しております。 (増加した理由) 取引先持株会に加入しており定期取得によるものです。	無
	53,545	51,505		

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりであります。

資産基準	0.0%
売上高基準	－%
利益基準	△0.0%
利益剰余金基準	0.0%

※会社間項目の消去後の数値により算出しております。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種セミナー等に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	171,283	250,226
電子記録債権	19,642	1,500
売掛金	2,257,498	2,516,390
商品及び製品	608,220	536,992
原材料及び貯蔵品	44,051	43,619
前払費用	16,595	24,087
短期貸付金	9,347,185	8,774,549
未収入金	388,148	375,637
その他	2,350	7,813
流動資産合計	12,854,975	12,530,818
固定資産		
有形固定資産		
建物	186,623	186,800
減価償却累計額	△169,138	△171,317
建物（純額）	17,485	15,482
工具、器具及び備品	606,917	667,081
減価償却累計額	△404,416	△472,319
工具、器具及び備品（純額）	202,501	194,762
有形固定資産合計	219,986	210,245
無形固定資産		
ソフトウェア	1,888	1,731
その他	2,414	2,414
無形固定資産合計	4,303	4,145
投資その他の資産		
投資有価証券	51,505	53,545
関係会社株式	5,200	5,200
破産更生債権等	12,117	10,845
長期前払費用	464	136
前払年金費用	576,660	701,600
繰延税金資産	59,862	—
その他	84,281	64,302
貸倒引当金	△12,117	△10,845
投資その他の資産合計	777,974	824,784
固定資産合計	1,002,264	1,039,175
資産合計	13,857,239	13,569,994

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	681,862	728,719
未払金	1,044,649	846,992
未払費用	576,379	539,014
未払法人税等	414,098	292,586
預り金	11,380	10,800
賞与引当金	88,012	155,951
その他	42,721	12,288
流動負債合計	2,859,105	2,586,353
固定負債		
繰延税金負債	—	35,968
その他	28,396	14,892
固定負債合計	28,396	50,860
負債合計	2,887,502	2,637,213
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,491,350	1,491,350
資本剰余金		
資本準備金	1,749,600	1,749,600
資本剰余金合計	1,749,600	1,749,600
利益剰余金		
利益準備金	189,785	189,785
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,541,611	7,505,385
利益剰余金合計	7,731,397	7,695,170
自己株式	△6,973	△7,005
株主資本合計	10,965,374	10,929,114
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,362	3,666
評価・換算差額等合計	4,362	3,666
純資産合計	10,969,737	10,932,780
負債純資産合計	13,857,239	13,569,994

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	10,829,191	11,091,255
売上原価		
商品期首たな卸高	687,367	608,220
当期商品仕入高	4,768,899	5,224,707
合計	5,456,266	5,832,928
商品期末たな卸高	608,220	536,992
売上原価	4,848,045	5,295,935
売上総利益	5,981,145	5,795,319
販売費及び一般管理費		
販売費及び一般管理費	※1 3,582,744	※1 3,563,583
営業利益	2,398,401	2,231,736
営業外収益		
受取利息	11,961	12,378
受取手数料	11,214	11,323
受取補償金	3,226	1,595
雑収入	※2 22,938	※2 17,438
その他	2,081	2,207
営業外収益合計	51,422	44,943
営業外費用		
為替差損	1,437	2,638
営業外費用合計	1,437	2,638
経常利益	2,448,386	2,274,040
特別損失		
固定資産除却損	※3 474	—
特別退職金	※4 172,977	—
特別損失合計	173,452	—
税引前当期純利益	2,274,934	2,274,040
法人税、住民税及び事業税	724,059	630,045
法人税等調整額	△7,215	96,137
法人税等合計	716,843	726,183
当期純利益	1,558,090	1,547,857

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,491,350	1,749,600	1,749,600	189,785	7,590,562	7,780,348
当期変動額						
剰余金の配当					△1,607,041	△1,607,041
当期純利益					1,558,090	1,558,090
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	△48,951	△48,951
当期末残高	1,491,350	1,749,600	1,749,600	189,785	7,541,611	7,731,397

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△6,973	11,014,325	11,192	11,192	11,025,517
当期変動額					
剰余金の配当		△1,607,041			△1,607,041
当期純利益		1,558,090			1,558,090
自己株式の取得					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△6,829	△6,829	△6,829
当期変動額合計	—	△48,951	△6,829	△6,829	△55,780
当期末残高	△6,973	10,965,374	4,362	4,362	10,969,737

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計		繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,491,350	1,749,600	1,749,600	189,785	7,541,611	7,731,397
当期変動額						
剰余金の配当					△1,584,083	△1,584,083
当期純利益					1,547,857	1,547,857
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	△36,226	△36,226
当期末残高	1,491,350	1,749,600	1,749,600	189,785	7,505,385	7,695,170

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△6,973	10,965,374	4,362	4,362	10,969,737
当期変動額					
剰余金の配当		△1,584,083			△1,584,083
当期純利益		1,547,857			1,547,857
自己株式の取得	△32	△32			△32
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△696	△696	△696
当期変動額合計	△32	△36,259	△696	△696	△36,956
当期末残高	△7,005	10,929,114	3,666	3,666	10,932,780

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	2,274,934	2,274,040
減価償却費	110,996	109,036
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	12,117	△1,272
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△45,375	67,939
前払年金費用の増減額 (△は増加)	△100,962	△124,939
受取利息及び受取配当金	△14,043	△14,585
固定資産除却損	474	—
売上債権の増減額 (△は増加)	160,311	△240,749
たな卸資産の増減額 (△は増加)	60,808	71,660
その他の資産の増減額 (△は増加)	△6,941	20,767
仕入債務の増減額 (△は減少)	△221,944	46,856
未払金の増減額 (△は減少)	96,127	△37,578
その他の負債の増減額 (△は減少)	185,943	△84,405
小計	2,512,446	2,086,769
利息及び配当金の受取額	13,614	14,941
特別退職金の支払額	—	△150,596
法人税等の支払額	△700,133	△749,036
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,825,926	1,202,078
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,280	—
定期預金の払戻による収入	3,382	—
有形固定資産の取得による支出	△109,337	△110,690
無形固定資産の取得による支出	△1,570	△647
投資有価証券の取得による支出	△2,941	△3,044
投資活動によるキャッシュ・フロー	△111,746	△114,382
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△1,605,047	△1,581,366
自己株式の取得による支出	—	△32
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,605,047	△1,581,399
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	109,132	△493,702
現金及び現金同等物の期首残高	1,395,464	1,504,597
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,504,597	※1 1,010,894

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、2016年4月以降に取得した建物（建物附属設備）及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の年度末賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金、前払年金費用及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による影響は、主に以下の通りです。

- ・販売費及び一般管理費に計上していた変動対価を売上高から除くこととなります。

なお、期首利益剰余金に与える影響はありません。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響により、収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、社会経済活動への影響は翌事業年度末へ向けて緩やかに持ち直していくと仮定しており、現時点において会計上の見積り及び見積りを伴う判断に与える重要な影響はありませんでした。

なお、この仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や経済環境への影響が変化した場合には、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
当座貸越極度額	300,000千円	300,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	300,000千円	300,000千円

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は42%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は58%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
運賃・保管料	502,935千円	519,424千円
販売促進費	453,489千円	428,646千円
従業員給料手当	727,286千円	676,863千円
賞与	86,316千円	137,739千円
業務委託料	458,126千円	425,526千円
ロイヤリティ	523,358千円	540,459千円
減価償却費	113,330千円	128,294千円

※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業取引以外の取引による取引高		
雑収入	－千円	12,858千円

※3 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
建物付属設備	－千円	－千円
工具、器具及び備品	328千円	－千円
電話加入権	145千円	－千円
計	474千円	－千円

※4 特別退職金の内容は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

人員体制の適正化を目的とした希望退職制度実施による特別退職加算金と再就職支援費用であります。

当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はございません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	22,975,189	—	—	22,975,189

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	17,450	—	—	17,450

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月25日 定時株主総会	普通株式	918,309	40.00	2019年12月31日	2020年3月26日
2020年7月28日 取締役会	普通株式	688,732	30.00	2020年6月30日	2020年9月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	895,351	39.00	2020年12月31日	2021年3月26日

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	22,975,189	—	—	22,975,189

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	17,450	24	—	17,474

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 24株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月25日 定時株主総会	普通株式	895,351	39.00	2020年12月31日	2021年3月26日
2021年7月30日 取締役会	普通株式	688,732	30.00	2021年6月30日	2021年9月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	895,350	39.00	2021年12月31日	2022年3月25日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金	171,283千円	250,226千円
融資期間が3か月以内の短期貸付金	1,347,185千円	774,549千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△13,870千円	△13,882千円
現金及び現金同等物	1,504,597千円	1,010,894千円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引
該当事項はありません。

2 オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
1年内	8,639	6,831
1年超	13,358	6,395
合計	21,997	13,227

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、短期運用の預金等に限定しており、資金調達については、自己資金において賄っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

短期貸付金は、bpグループのインハウス・バンクを運営しているビーピー・インターナショナルに対するものであります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程等に従い、取引先毎に期日管理及び残高管理を行うとともに、主要な取引先の信用状況を定期的に把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価及び発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持するほか、金融機関との当座貸越契約締結などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の外、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち38.9%（前事業年度は42.3%）が特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照）。

前事業年度（2020年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	171,283	171,283	—
(2) 電子記録債権	19,642	19,642	—
(3) 売掛金	2,257,498	2,257,498	—
(4) 短期貸付金	9,347,185	9,347,185	—
(5) 未収入金	388,148	388,148	—
(6) 投資有価証券			
その他有価証券	51,505	51,505	—
(7) 破産更生債権等	12,117	12,117	—
貸倒引当金（※）	△12,117	△12,117	—
	—	—	—
資産計	12,235,263	12,235,263	—
(1) 買掛金	681,862	681,862	—
(2) 未払金	1,044,649	1,044,649	—
(3) 未払法人税等	414,098	414,098	—
(4) 預り金	11,380	11,380	—
負債計	2,151,992	2,151,992	—
デリバティブ取引	—	—	—

（※） 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（2021年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	250,226	250,226	—
(2) 電子記録債権	1,500	1,500	—
(3) 売掛金	2,516,390	2,516,390	—
(4) 短期貸付金	8,774,549	8,774,549	—
(5) 未収入金	375,637	375,637	—
(6) 投資有価証券			
その他有価証券	53,545	53,545	—
(7) 破産更生債権等	10,845	10,845	—
貸倒引当金（※）	△10,845	△10,845	—
	—	—	—
資産計	11,971,850	11,971,850	—
(1) 買掛金	728,719	728,719	—
(2) 未払金	846,992	846,992	—
(3) 未払法人税等	292,586	292,586	—
(4) 預り金	10,800	10,800	—
負債計	1,879,098	1,879,098	—
デリバティブ取引	—	—	—

（※） 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金、(4) 短期貸付金、(5) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(7) 破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2020年12月31日	2021年12月31日
関係会社株式(*)	5,200	5,200

(*) 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(6) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	171,178	—	—	—
電子記録債権	19,642	—	—	—
売掛金	2,257,498	—	—	—
短期貸付金	9,347,185	—	—	—
未収入金	388,148	—	—	—
合計	12,183,652	—	—	—

当事業年度(2021年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	250,041	—	—	—
電子記録債権	1,500	—	—	—
売掛金	2,516,390	—	—	—
短期貸付金	8,774,549	—	—	—
未収入金	375,637	—	—	—
合計	11,918,119	—	—	—

(注) 破産更生債権については、償還予定額が見込めないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

1 子会社株式

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は5,200千円、前事業年度の貸借対照表計上金額は5,200千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2 その他有価証券

前事業年度(2020年12月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	51,505	45,216	6,288
	小計	51,505	45,216	6,288
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		51,505	45,216	6,288

(注) 減損会計にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄は原則として減損処理を行い、30~50%下落した銘柄は、過去1年間の日々の終値が一度も30%以内の下落に回復しなかった場合には、原則として減損処理を行うこととしております。

当事業年度(2021年12月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	53,545	48,261	5,283
	小計	53,545	48,261	5,283
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		53,545	48,261	5,283

(注) 減損会計にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄は原則として減損処理を行い、30~50%下落した銘柄は、過去1年間の日々の終値が一度も30%以内の下落に回復しなかった場合には、原則として減損処理を行うこととしております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金、前払年金費用及び退職給付費用を計算しております。

また、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は複数事業主制度に基づくものであり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定することができるため、簡便法を適用した確定給付制度として記載しております。

2 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
前払年金費用の期首残高	475,697	576,660
退職給付費用	23,310	54,727
制度への拠出額	77,652	70,212
前払年金費用の期末残高	576,660	701,600

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	813,297	712,750
年金資産	△1,389,957	△1,414,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	△576,660	△701,600
前払年金費用	△576,660	△701,600
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	△576,660	△701,600

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

前事業年度 △23,310千円

当事業年度 △54,727千円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	92,936千円	67,316千円
賞与引当金	26,949千円	47,752千円
未払事業税	26,993千円	18,000千円
敷金	12,738千円	18,680千円
未払金	50,046千円	5,292千円
その他	30,506千円	24,506千円
繰延税金資産小計	240,170千円	181,548千円
評価性引当額	△584千円	△584千円
繰延税金資産合計	239,585千円	180,963千円
繰延税金負債		
前払年金費用	△176,573千円	△214,830千円
その他有価証券評価差額金	△1,925千円	△1,617千円
その他	△1,224千円	△483千円
繰延税金負債合計	△179,723千円	△216,931千円
繰延税金資産又は繰延税金負債の純額(△)	59,862千円	△35,968千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.65%	0.91%
住民税均等割等	0.38%	0.38%
その他	△0.14%	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.51%	31.93%

(資産除去債務関係)

前事業年度末(2020年12月31日)及び当事業年度末(2021年12月31日)金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）及び当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当社の事業は、潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に分類した額が、損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社オートボックスセブン	3,606,836	潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に分類した額が、損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社オートボックスセブン	3,713,914	潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業
トヨタモビリティパーツ株式会社	2,937,596	潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	カストロール・リミテッド	イギリス (パングボーン)	7百万ポンド	工業用、船舶用、自動車用潤滑油の販売	(被所有) 直接 53.3 間接 11.6	商標・ライセンス契約の締結	ロイヤリティの支払	523,358	未収入金	8,910

(注) 当社とカストロール・リミテッドの間には bp及びCastrolブランド製品に関する「Intellectual Property and Technology License Agreement(ライセンス契約)」が締結されており、ロイヤリティを支払っております。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	カストロール・リミテッド	イギリス (パングボーン)	7百万ポンド	工業用、船舶用、自動車用潤滑油の販売	(被所有) 直接 53.3 間接 11.6	商標・ライセンス契約の締結	ロイヤリティの支払	540,459	未収入金	12,596

(注) 当社とカストロール・リミテッドの間には bp及びCastrolブランド製品に関する「Intellectual Property and Technology License Agreement(ライセンス契約)」が締結されており、ロイヤリティを支払っております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ビーピー・インターナショナル・リミテッド	イギリス (ロンドン)	33,538百万ポンド	石油事業全般	-	金銭貸借契約を締結	資金の貸付	-	短期貸付金	9,347,185
							利息の受取	11,961	未収利息	3,263

(注) ビーピー・インターナショナル・リミテッドは、ビーピー・ピーエルシーが100%所有している会社であり、bpグループ間の取引に関する決済及び bpグループの資金運用を行う機関として機能しております。

なお、資金の貸付については、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ビーピー・インターナショナル・リミテッド	イギリス (ロンドン)	33,538百万ポンド	石油事業全般	-	金銭貸借契約を締結	資金の貸付	-	短期貸付金	8,774,549
							利息の受取	12,378	未収利息	2,907

(注) ビーピー・インターナショナル・リミテッドは、ビーピー・ピーエルシーが100%所有している会社であり、bpグループ間の取引に関する決済及び bpグループの資金運用を行う機関として機能しております。

なお、資金の貸付については、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ビーピー・ピーエルシー（ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

バーマ・カストロール・ピーエルシー、カストロール・リミテッド（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	477円82銭	476円21銭
1株当たり当期純利益金額	67円86銭	67円42銭

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	1,558,090	1,547,857
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,558,090	1,547,857
普通株式の期中平均株式数(株)	22,957,739	22,957,732

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	186,623	177	—	186,800	171,317	2,179	15,482
工具、器具及び備品	606,917	98,313	38,148	667,081	472,319	105,869	194,762
計	793,541	98,490	38,148	853,882	643,637	108,049	210,245
無形固定資産							
ソフトウェア	396,064	647	260	396,451	394,719	765	1,731
その他	2,414	—	—	2,414	—	—	2,414
計	398,478	647	260	398,865	394,719	765	4,145
投資その他の資産							
長期前払費用	1,640	—	—	1,640	1,503	328	136
計	1,640	—	—	1,640	1,503	328	136

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品

ATFチェンジャーの取得 96,740千円

2 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品

ATFチェンジャーの除却 35,913千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	12,117	—	—	1,272	10,845
賞与引当金	88,012	155,951	88,012	—	155,951

(注) 貸倒引当金「当期減少額(その他)」欄の金額は、債権の回収による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

1) 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	185
預金	
当座預金	203,162
普通預金	28,290
定期預金	13,882
別段預金	2,974
郵便振替貯金	1,732
計	250,041
合計	250,226

2) 電子記録債権

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
三菱ふそうトラック・バス株式会社	1,500
合計	1,500

ロ 期日別内訳

期日	金額(千円)
2022年 3月	1,500
合計	1,500

3) 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社オートバックスセブン	980,669
トヨタモビリティパーツ株式会社	516,334
トヨタカローラ南海株式会社	109,439
アマゾンジャパン合同会社	101,678
株式会社イエローハット	90,114
その他	718,154
合計	2,516,390

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ (B) 365
2,257,498	13,864,831	13,605,939	2,516,390	84.4	62.8

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

4) 商品及び製品

区分		金額(千円)
商品	潤滑油	500,939
	小計	500,939
未着商品	潤滑油	36,053
	小計	36,053
合計		536,992

5) 原材料及び貯蔵品

区分		金額(千円)
原材料	添加剤	6,790
	小計	6,790
貯蔵品	販売促進用物品	36,828
	小計	36,828
合計		43,619

6) 短期貸付金

相手先	金額(千円)
ビーピー・インターナショナル・リミテッド	8,774,549
合計	8,774,549

7) 未収入金

相手先	金額(千円)
中外油化学工業株式会社	219,816
ビーピー・ジャパン株式会社	64,560
ENEOS株式会社	47,738
ビーピー・インターナショナル・リミテッド	20,612
カストロール・リミテッド	12,596
その他	10,312
合計	375,637

② 負債の部

1) 買掛金

相手先	金額(千円)
ENEOS株式会社	368,385
中外油化学工業株式会社	327,421
Castrol Germany GmbH	18,543
BP Lubricants USA Inc.	7,306
Aspac Lubricants (Malaysia) Sdn. Bhd.	6,226
その他	836
合計	728,719

2) 未払金

相手先	金額(千円)
日本通運株式会社	175,226
アフトンケミカル・ジャパン株式会社	115,011
品川税務署	107,306
株式会社オートバックスセブン	104,392
インフィニアムジャパン株式会社	65,982
その他	279,073
合計	846,992

3) 未払費用

区分	金額(千円)
リベート	333,893
広告宣伝費	73,678
社会保険料	21,108
会計監査料	16,000
業務委託料	7,349
その他	86,983
合計	539,014

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高(千円)	2,376,932	5,196,015	7,983,183	11,091,255
税引前 四半期(当期)純利益金額(千円)	647,775	1,225,509	1,701,055	2,274,040
四半期(当期)純利益金額(千円)	438,759	830,976	1,153,839	1,547,857
1株当たり 四半期(当期)純利益金額(円)	19.11	36.19	50.25	67.42

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額(円)	19.11	17.08	14.06	17.16

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 法令により定款をもってしても制限することが出来ない権利
- (2) 取得請求権付株式を取得することを請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社の親会社等には、「ビーピー・ピーエルシー」、「バーマ・カストロール・ピーエルシー」、「カストロール・リミテッド」の3社があります。当社の実質的な親会社である「ビーピー・ピーエルシー」は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等ではありません。「ビーピー・ピーエルシー」は、「バーマ・カストロール・ピーエルシー」の親会社であります。また、「バーマ・カストロール・ピーエルシー」は、「カストロール・リミテッド」の親会社であります。

「ビーピー・ピーエルシー」は上記2社と当社を含んだ財務報告書を継続開示しております。なお、「バーマ・カストロール・ピーエルシー」、「カストロール・リミテッド」の個別の計算書類等は作成されておらず、入手出来ないために、記載・添付をしておりません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第44期)	自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	2021年3月25日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書 及びその添付書類			2021年3月25日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書、 四半期報告書の確認書	第45期 第1四半期	自 2021年1月1日 至 2021年3月31日	2021年5月12日 関東財務局長に提出。
	第45期 第2四半期	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	2021年8月12日 関東財務局長に提出。
	第45期 第3四半期	自 2021年7月1日 至 2021年9月30日	2021年11月10日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2 (株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく 臨時報告書		2021年3月26日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年3月24日

ビーピー・カストロール株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 基之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲垣 直明

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているビーピー・カストロール株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビーピー・カストロール株式会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

リベート費用の正確性・網羅性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>ビーピー・カストロール株式会社（以下、「会社」という。）の、2021年12月31日の損益計算書上の売上高は11,091,255千円であり、顧客に対する売上金額に応じて生じる割戻し・リベートに係る費用（以下、「リベート費用」という。）が売上高から控除されている。</p> <p>会社は、自動車用潤滑油の販売にあたり、市場規模の大きな乗用車市場において、直接販売または代理店販売方式で製品を供給している。これらの顧客との契約に基づく取引価格は、売上金額に応じた割戻し・リベート等の変動対価を含んでいる。リベート費用は、顧客との契約条件に従って算定されている。</p> <p>契約条件が多岐にわたるリベート費用の算定に関しては、手作業によるリベート管理台帳の管理がされており、台帳の更新や契約数が多くなるにつれて入力誤りや更新漏れが発生し、合意した契約条件に基づかない誤ったリベート費用が計上される可能性がある。</p> <p>上記のとおり、リベート費用は取引の利益を決める重要な要素であり、誤ったリベート費用が計上された場合の財務諸表への影響を踏まえ、当監査法人はリベート費用の正確性・網羅性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、リベート費用の正確性・網羅性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>（内部統制の評価）</p> <p>リベート費用の会計処理過程を理解し、関連する内部統制の整備・運用状況を評価した。特にリベート費用の算定部署におけるリベート管理台帳の更新及びリベート費用の算定に関する内部統制について、内部統制実施者に対するヒアリング及び関連証憑を閲覧することで承認プロセスを評価した。</p> <p>（リベート費用の正確性・網羅性の検討）</p> <p>① 四半期ごとの売上高に対するリベート費用の比率の推移を分析し、リベート費用に関するリスク評価手続を実施した。</p> <p>② 前事業年度のリベート管理台帳には記載されていたが、当事業年度のリベート管理台帳に含まれていないリベートの契約について、その要因をリベート費用の算定部署に質問するとともに関連証憑を閲覧しその合理性を検討した。</p> <p>③ リベート費用から検討対象取引を無作為に抽出し、覚書、支払通知及び請求書等の関連証憑と照合し、計上額の妥当性を検討した。</p>

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ビーピー・カストロール株式会社の2021年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ビーピー・カストロール株式会社が2021年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。